

**改正**

平成24年11月13日教委規則第7号

平成25年11月15日教委規則第16号

平成26年12月24日教委規則第7号

平成27年3月30日教委規則第9号

平成28年3月31日教委規則第3号

平成30年9月1日教委規則第10号

平成31年3月29日教委規則第8号

令和元年10月1日教委規則第4号

令和2年10月1日教委規則第16号

令和2年12月22日教委規則第18号

令和2年12月23日教委規則第19号

令和3年5月19日教委規則第8号

令和3年8月19日教委規則第11号

令和3年11月24日教委規則第14号

令和4年5月19日教委規則第6号

令和5年6月13日教委規則第6号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

**第2条** バンビーホームの開所時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に開所時間を変更することがある。

(1) 通常保育

ア 小学校の授業のある日 放課後から午後5時まで

イ 小学校の授業のない日 午前8時から午後5時まで

(2) 延長保育 午後5時から午後7時まで

2 バンビーホームの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に休所することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで  
(定員)

**第3条** バンビーホームの定員は、別表のとおりとする。

(入所承認等の申請)

**第4条** 条例第4条第1項前段の規定による入所の承認を受けようとする者は、毎年度、奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書（別記第1号様式。以下「入所承認申請書」という。）に、次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書、医師の診断書その他児童を監護できないことを証明する書類
- (2) 通所経路図（教育委員会が特に必要がないと認める場合を除く。）
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 条例第4条第1項前段の規定による転所の承認を受けようとする者は、入所承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 条例第4条第1項後段の規定による延長保育の利用の承認を受けようとする者は、奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書（別記第2号様式。以下「延長保育利用申請書」という。）に、次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類  
(児童育成料の納付)

**第5条** 児童育成料は、月を単位として徴収するものとし、児童育成料納入通知書（別記第3号様式）により当該月分をその月の26日までに納入しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に納入しなければならない。

(実費負担)

**第5条の2** バンビーホームに入所している児童の保護者は、児童育成料のほか、バンビーホーム

の活動上必要と認められる経費の実費を負担するものとする。

2 前項の実費は、奈良市バンビーホーム実費納入通知書（別記第3号様式の2）により納入しなければならない。

（児童育成料の減免）

**第6条** 条例第7条の規定により児童育成料を減免する場合及びその減免の率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯である場合 100分の100
- (2) 児童の属する世帯が当該年度分（当該年度分の課税関係が判明しない期間は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（寡婦（寡夫）控除の適用を受けるものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父が属する世帯を含む。）である場合 100分の100
- (3) 児童の保護者が災害その他の特別の事情により児童育成料の納付が困難であると教育委員会が認めた場合 教育委員会が定める率

2 条例第7条の規定による児童育成料の減免を受けようとする保護者は、奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書（別記第4号様式）に、減免の理由を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、減免の理由となる事実が市の公簿等により確認できるときは、その添付書類を省略することができる。

（届出）

**第7条** バンビーホームに入所している児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 退所するとき 奈良市バンビーホーム退所届（別記第5号様式）
- (2) 延長保育の利用を中止するとき 奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届（別記第6号様式）
- (3) 入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更が生じたとき 奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書等記載事項変更届（別記第7号様式）

2 前項第3号の届には、変更の内容を証する書類を添えなければならない。

（放課後児童支援員）

**第8条** バンビーホームに、放課後児童支援員を置く。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、バンビーホームの管理に関し必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成24年5月8日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成24年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年11月13日教委規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年11月15日教委規則第16号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則** (平成26年12月24日教委規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月30日教委規則第9号)

**改正**

令和元年10月1日教委規則第4号

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に存するバンビーホームについては、令和2年3月31日までの間、この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第3条及び別表の規定は、適用しないことができる。

**附 則** (平成28年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年9月1日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施

行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成31年 3 月29日教委規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和元年10月 1 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 7 号様式の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降の入所から適用する。
- 3 この規則の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和 2 年10月 1 日教委規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第 4 条第 1 項及び別記第 1 号様式の規定は、令和 3 年度の入所承認等の申請について適用し、令和 2 年度の入所承認等の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第 1 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和 2 年12月22日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月23日教委規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 5 月19日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月19日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年11月24日教委規則第14号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表登美ヶ丘バンビーホームの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月19日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月13日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	定員
飛鳥バンビーホーム	225人
済美バンビーホーム	162人
佐保バンビーホーム	157人
鼓阪バンビーホーム	38人
大宮バンビーホーム	116人
東市バンビーホーム	32人
鶴舞バンビーホーム	132人
伏見バンビーホーム	108人
都跡バンビーホーム	138人
平城バンビーホーム	153人

富雄北バンビーホーム	139人
鳥見バンビーホーム	96人
辰市バンビーホーム	64人
六条バンビーホーム	129人
登美ヶ丘バンビーホーム	107人
大安寺バンビーホーム	81人
西大寺北バンビーホーム	87人
明治バンビーホーム	127人
青和バンビーホーム	86人
ならやまバンビーホーム	88人
大安寺西バンビーホーム	141人
朱雀バンビーホーム	116人
三碓バンビーホーム	146人
済美南バンビーホーム	57人
あやめ池バンビーホーム	158人
伏見南バンビーホーム	125人
平城西バンビーホーム	71人
鼓阪北バンビーホーム	88人
佐保台バンビーホーム	43人
富雄第三バンビーホーム	80人
二名バンビーホーム	117人
佐保川バンビーホーム	150人
椿井バンビーホーム	58人
左京バンビーホーム	58人
富雄南バンビーホーム	96人
東登美ヶ丘バンビーホーム	147人
帯解バンビーホーム	69人
都祁バンビーホーム	83人
田原バンビーホーム	39人

柳生バンビーホーム	57人
興東バンビーホーム	36人
月ヶ瀬バンビーホーム	45人



別記

第 1 号様式 (第 3 条・第 6 条関係)

奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市教育委員会

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームに入所（バンビーホームを転所）したいので申請します。また、入所に当たっては、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則及び奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱（平成24年奈良市教育委員会告示第20号）の規定を遵守することを誓約するとともに、世帯の市民税課税状況等について、奈良市教育委員会が公簿等により確認することに同意します。

希望バンビーホーム名				入所しているバンビーホーム名 (転所の場合)			
現住所				自宅電話番号 携帯電話番号			
ふりがな				性別	生年月日	学校名 小学校	
児童氏名				男・女	年 月 日	学年 年 組	
保護者・同居人等家族状況	続柄	氏名	年齢	勤務先(学校等)の名称	所在地(学年・クラス)	電話番号	
緊急時の連絡先	続柄	氏名	住	所	電話番号		
被保険者証番号				児童の健康状態 疾病等にかかっている場合又は障がいがある場合は、療育手帳又は身体障害者手帳交付の有無、特別支援学級の在籍等詳細に記入してください。			
入所(転所)希望理由							
入所希望月(希望する月を記入してください。ただし、希望月に入所できるとは限りません。)		年 月		入所年月日		年 月 日	
				受付年月日		年 月 日	
支援員確認欄							

添付書類

- 1 就労証明書、医師の診断書その他児童を監護できないことを証明する書類
- 2 通所経路図(教育委員会が特に必要がないと認める場合を除く。)
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式（第3条・第6条関係）

奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書

年 月 日

（宛先）奈良市教育委員会

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育を利用したいので申請します。

希望バンビーホーム名				
ふりがな			性別	学年
児童氏名			男・女	年
申請理由				
利用希望開始月（希望する月を記入してください。ただし、希望月から利用できるとは限りません。）			年	月
緊急時の連絡先	続柄	氏名	住所	電話番号
延長保育時間	午後 時 分 まで			
迎えの予定時刻	午後 時 分			
迎えに来る保護者等	続柄	氏名		

添付書類

- 1 就労証明書、医師の診断書その他延長保育の実施時間において児童を監護できないことを証明する書類
- 2 その他教育委員会が必要と認める書類

第3号様式 (第4条関係)

児童育成料領収済通知書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計	
合計			
納期限			
納入義務者		通知書番号	
児童氏名		施設番号	
		領収日付印	
		南都銀行本店 大阪貯金事務センター 〒539-8794 (奈良市保費)	

上記のとおり領収しました。  
(宛先)奈良市会計管理者

児童育成料納入書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理者	
合計			
納入義務者			
児童氏名			
納期限			
通知書番号			
施設番号			
		領収日付印	
		(金融機関等保費)	

児童育成料納入通知書兼領収証書(奈良市) (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理	
納入義務者住所・氏名			
合計			
児童氏名			
通知書番号		納期限	
施設番号			
		領収日付印	
		奈良市教育委員会 印 (収入印紙不要)	

この領収証書は、5年間保費として使えます。  
 領収証書を添付した納付書は、ATM・コンビニで使えません。  
 納付書及び口座振替は、口座振替用紙に記入してください。

第3号様式の2

奈良市バンビーホーム実費領収済通知書 (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計	
合計			
納期限			
納入義務者		通知書番号	
児童氏名		施設番号	
		領収日付印	
		南都銀行本店 大阪貯金事務センター 〒539-8794 (奈良市保費)	

上記のとおり領収しました。  
(宛先)奈良市会計管理者

奈良市バンビーホーム実費納入書 (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理者	
合計			
納入義務者			
児童氏名			
納期限			
通知書番号			
施設番号			
		領収日付印	
		(金融機関等保費)	

奈良市バンビーホーム実費納入通知書兼領収証書 (公)

口座番号		加入者名 奈良市会計管理	
納入義務者住所・氏名			
合計			
児童氏名			
通知書番号		納期限	
施設番号			
		領収日付印	
		奈良市教育委員会 印 (収入印紙不要)	

この領収証書は、5年間保費として使えます。  
 領収証書を添付した納付書は、ATM・コンビニで使えません。  
 納付書及び口座振替は、口座振替用紙に記入してください。

第4号様式（第5条関係）

奈良市バンビーホーム児童育成料減免申請書

年 月 日

（宛先）奈良市教育委員会

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームの児童育成料の減免を受けたいので申請します。なお、減免認定のために必要があるときは、生活保護若しくは中国残留邦人等支援助給の有無又は世帯の所得の状況について教育委員会が調査することを承諾します。

バンビーホーム名		
見 童 氏 名		学 年
		年
-----		年
減 免 理 由	添 付 書 類	
1 生活保護又は中国残留邦人等支援助給を受けている世帯	1 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援助給に係る証明書	
2 市民税非課税世帯	2 市民税非課税証明書	
3 その他 (理由を詳しく記入してください。)	3 その他 (書類名を記入してください。)	

（注）減免理由及び添付書類欄は、該当する番号に○を付けてください。

奈良市バンビーホーム退所届

（宛先）奈良市教育委員会

届出者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームを退所したいので届け出ます。

バンビーホーム名	
児 童 氏 名	
学 校 名 ・ 学 年	小学校 年
退 所 年 月 日	年 月 日
退 所 理 由	

奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届

（宛先）奈良市教育委員会

届出者 住所

氏名

電話

次のとおり、バンビーホームの延長保育の利用を中止したいので届け出ます。

バンビーホーム名	
児 童 氏 名	
学 年	年
利用中止年月日	年 月 日
利用中止理由	

奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書等記載事項変更届

（宛先）奈良市教育委員会

届出者 住所

氏名

電話

次のとおり、入所承認申請書又は延長保育利用申請書の内容に変更がありましたので届け出ます。

バンビーホーム名		
児 童 氏 名	学 年	
	年	
	年	
	年	
変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
電話番号		
勤務先（保護者名）		
その他		
変更年月日	年 月 日	

添付書類 変更の内容を証する書類